

令和 3 年度

幸手市財政健全化・経営健全化審査意見書

幸手市監査委員



幸 監 収 第 1 4 号
令和 4 年 8 月 1 2 日

幸手市長 木村 純夫 様

幸手市監査委員 内 田 潔

幸手市監査委員 藤 沼 貢

令和 3 年度会計決算における財政健全化及び経営健全化
審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項の規定に基づき、審査に付された健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかについて審査したので、次のとおり意見書を提出する。

令和 3 年度幸手市財政健全化及び経営健全化審査意見書

第 I 準拠基準

幸手市監査基準に準拠し実施

第 II 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定に基づく審査

第 III 審査の対象

- 1 令和 3 年度幸手市財政健全化判断比率
- 2 令和 3 年度幸手市水道事業会計資金不足比率
- 3 令和 3 年度幸手市公共下水道事業会計資金不足比率
- 4 令和 3 年度幸手市農業集落排水事業特別会計資金不足比率

第 IV 審査の着眼点

健全化判断比率及び資金不足比率について、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第 V 審査の実施内容

健全化判断比率及び資金不足比率について、その算定の基礎となる事項を記載した書類が地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき適正に作成されているかを検証するため、関係諸帳簿と照合し、また、関係職員から説明を聴取し、審査を行った。

第 VI 審査の期日

令和 4 年 8 月 4 日

第Ⅶ 審査の結果

1 財政健全化審査

(1) 総合意見

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

健全化判断比率	令和3年度	令和2年度	早期健全化基準	説明
①実質赤字比率	% —	% —	% 13.16	一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率
②連結実質赤字比率	—	—	18.16	全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率
③実質公債費比率	2.7	3.0	25.0	一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率
④将来負担比率	21.1	33.4	350.0	一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

実質赤字額が生じなかったため、比率は算定されない。

② 連結実質赤字比率について

連結実質赤字額が生じなかったため、比率は算定されない。

③ 実質公債費比率について

実質公債費比率は2.7%となっており、早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回っていると認められる。

④ 将来負担比率について

将来負担比率は21.1%となっており、早期健全化基準の350.0%と比較すると、これを下回っていると認められる。

(3) 是正改善を要する事項

各比率について指摘すべき事項はない。

2 経営健全化審査

(1) 総合意見

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

【資金不足比率】

会計名	令和3年度	令和2年度	経営健全化基準
水道事業会計	% —	% —	% 20.0
公共下水道事業会計	—	—	20.0
農業集落排水事業特別会計	—	—	20.0

(2) 個別意見

① 水道事業会計

資金不足額が生じていないことから、比率は算定されない。

② 公共下水道事業会計

資金不足額が生じていないことから、比率は算定されない。

③ 農業集落排水事業特別会計

資金不足額が生じていないことから、比率は算定されない。

(3) 是正改善を要する事項

各会計について指摘すべき事項はない。